整理番号: nihonhiryou-3 作成日: 2021年3月2日

## 製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 カニの恵みS866

会社名 全国農業協同組合連合会

担当部署耕種資材部

住所 〒100-6832 東京都千代田区大手町 1-3-1 JAビル 33F

電話番号 03-6271-8285 FAX番号 03-5218-2536 緊急連絡番号 03-6271-8285

推奨用途及び使用上の制限肥料用及び肥料原料用。肥料用途以外には使用しないで下さい。

2. 危険有害性の要約

GHS分類区分

物理化学的危険性 可燃性固体 区分外

自然発火性固体 区分外 自己発熱性化学品 区分外

酸化性固体 区分外

健康有害性 皮膚腐食性・刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分1 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分1(血液)

特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分3(気道刺激性)

特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分1(血液) 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分

類できない。

GHSラベル要素



注意喚起語 危険有害性情報 危険 皮膚刺激

重篤な眼の損傷 血液の障害

呼吸器への刺激のおそれ

長期にわたる、又は反復暴露による血液の障害

注意書き

安全対策 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

容器を密閉しておくこと。

粉じん、ヒュームを吸入しないこと。

保護手袋を着用すること。

保護眼鏡、保護面を着用すること。取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこ

救急措置 吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移動し、呼

吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場

合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

直ちに医師に連絡すること。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けるニレ

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

特別な措置が必要である。

保管施錠して保管すること。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の

廃棄物処理業者に業務委託すること。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 別名 混合物

化学名又は一般名(原料)	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
		化子式	化審法	安衛法	
硼酸ナトリウム(硼砂)	0.7%	Na2B4O7	(1)–69		1330-43-4
超微粒子状無水シリカ	0.08%	SiO2	(1)-548		69012-64-2
硝酸アンモニウム	11.0%	NH4NO3	(1)-395		6484-52-2
硫酸アンモニウム	8.0%	(NH4)2.SO 4	(1)-400		7783-20-2
燐酸アンモニウム	13.0%	(NH4)2HP O4	(1)-379		7783-28-0
過燐酸石灰	3.5%	特定でき ない	不明		不明
硫酸カリウム	13.5%	KCI	(1)–228		7447–40–7
硫酸マグネシウム	7.0%	MgSO4	(1)-467		7487-88-9
石膏	1.7%	CaSO4.2H 2O	(1)–193		10101-41-4
泥炭	17.0%	特定でき ない	不明		不明
珪藻土	0.3%	SiO2、 AL203、他	対象外		不明
燐酸カルシウム	0.1%	Ca3(PO4)2 •nH20	(1)–188		10124-37-5
混合有機質肥料(カニガラペレット)	24.0%	特定でき ない	不明		不明

\*)濃度は代表値を記載。

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び 有害物(法第57条の2、施行令第 18条の2別表第9)

ほう酸ナトリウム(政令番号:544)(0.7%)

硝酸アンモニウム(政令番号:308)(11.0%)

### 4. 応急措置

吸入した場合

皮膚に付着した場合

眼に入った場合

飲み込んだ場合

5. 火災時の措置

消火剤

特有の危険有害性

特有の消火方法

消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項

回収、中和、封じ込め及び浄化の方法・機材

二次災害の防止策

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪いときには医師に連絡すること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

多量の水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 直ちに医師に連絡すること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

この製品自体は、燃焼しない。

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

吸入すると有害となるおそれがある。

接触により皮膚や眼に炎症を起こすおそれがある。 火災時に刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発 生するおそれがある。(アンモニアガス、窒素酸化物 危険でなければ火災区域から容器を移動する。

避難して安全な距離から消火すること。熱に晒されると、分解して重度毒性蒸気又は分解生成物を放出することがある。(アンモニアガス、窒素酸化物の発生)消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

作業者は適切な保護具(8. 暴露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として 隔離する。

関係者以外は近づけない。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

風上に留まる。

低地から離れる。

立ち入る前に、密閉された場所を換気する。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

環境中に放出してはならない。

多量に漏出した場合、閉鎖系水域で、水質の富栄養 化をもたらす。

漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収し、後 で廃棄処理する。

残留物は乾燥した土、砂で覆い、密閉できる空容器 に回収する。

危険でなければ漏れを止める。

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、 火花や火炎の禁止)。

床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処 理する。

# 7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い

技術的対策

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行

い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全

体換気を行う。

安全取扱い注意事項 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用

の換気を行うこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこ

。 『10. 安定性及び反応性』を参照。

接触回避 衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

技術的対策

保管場所には、貯蔵し又は取り扱うための必要な採

光、照明及び換気の設備を設ける。

混触禁止物質

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管するこ

と。禁煙。

酸化剤から離して保管する。

冷所、換気の良い場所で保管すること。

施錠して保管すること。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

容器包装材料

包装、容器の規制はないが一度開封したものは使い 切り、開封品を保管しない。固結の原因となる。

### 8. 暴露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(暴露限界値、生物学的暴露指標)		
		日本産衛学会	ACGIH	
		(2011年版)	(2011年版)	
硼酸ナトリウム	未設定	未設定	TWA 2 mg/m3 (I)	
			STEL 6 mg/m3 (I)	
超微粒子状無水シリカ	未設定	未設定	未設定	
硝酸アンモニウム	未設定	未設定	未設定	
硫酸アンモニウム	未設定	未設定	未設定	
燐酸アンモニウム	未設定	未設定	未設定	
過燐酸石灰	未設定	未設定	未設定	
硫酸カリウム	未設定	未設定	未設定	
硫酸マグネシウム	未設定	未設定	未設定	
石膏	未設定	未設定	10mg/m3(I)	
			TWA 10 mg/m3(I)	
			STEL - (Calcium sulfate)	
泥炭	未設定	未設定	未設定	
珪藻土	未設定	未設定	未設定	
燐酸カルシウム	未設定	未設定	未設定	
混合有機質肥料	未設定	未設定	未設定	

設備対策

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全 シャワーを設置すること。

工程で粉じんが発生するときは、空気汚染物質を管 理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置 する。

保護具

呼吸器の保護具

換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着

用すること。

手の保護具 眼の保護具

保護手袋を着用すること。 保護眼鏡を着用すること。 上着は長袖が好ましい。

皮膚及び身体の保護

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態 形状

色.

臭い

Нq

融点 · 凝固点

沸点、初留点及び沸騰範

引火点

燃焼又は爆発範囲

下限 上限

蒸気圧

蒸気密度(空気=1)

比重(密度) 溶解度

n-オクタノール/水分配係数

自然発火温度 分解温度

臭いのしきい(閾)値

蒸発速度(酢酸ブチル=1)

燃焼性(固体、ガス)

粘度

動粘性率

10. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

危険有害反応可能性

避けるべき条件

混触危険物質

危険有害な分解生成物

11. 有害性情報

急性毒性

経口

経皮

吸入(蒸気)

吸入(粉じん)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

呼吸器感作性

皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性

固体

粒状

灰色

肥料臭

データなし

データなし

データなし

不燃性

不燃性

不燃性

データなし

データなし

データなし

水に可溶

データなし

不燃性

データなし

データなし

データなし

データなし

該当しない

該当しない

情報なし

通常の条件においては安定である。

加熱すると、激しく燃焼または爆発することがある。

加熱、高温の物体、裸火。

情報なし

燃焼により、有害な窒素酸化物のガスを発生する。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

データがなく分類できない。

データ不足のため分類できない。

硫酸アンモニウム、燐酸アンモニウムが区分2で、区 分2の成分濃度の合計が濃度限界(10%)以上のため、

GHS:区分2「皮膚刺激」に該当する。

硫酸アンモニウムが区分1、成分濃度の合計が濃度 限界(3%)以上のため、GHS:区分1「重篤な眼の損傷」

に該当する。

データがなく分類できない。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

データがなく分類できない。

生殖毒性

特定標的臟器毒性(単回暴露)

特定標的臓器毒性(反復暴露)

吸引性呼吸器有害性

### 12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性有害性) 水生環境有害性(長期間有害性) オゾン層への有害性

#### 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規則 海上規制情報

航空規制情報

国内規制 陸上規制

海上規制情報 航空規制情報

特別の安全対策

緊急時応急措置指針番号

15. 適用法令

労働安全衛生法

データがなく分類できない。

成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分1の成分は 硝酸アンモニウム(血液)であるため、GHS:区分1(血 液)「血液の障害」に該当する。

硫酸アンモニウム、燐酸アンモニウム、石こう(二水和物)が区分3(気道刺激性)で、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため、GHS:区分3(気道刺激性)「呼吸器への刺激のおそれ」に該当する。(区分3(気道刺激性)と判定するに専門家の意見を聞いていない。)

成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分1の成分は 硝酸アンモニウム(血液)であるため、GHS:区分1(血 液)「長期にわたる又は反復暴露による血液の障害」 に該当する。

データがなく分類できない。

データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。

モントリオール議定書の附属書に列記されたオゾン 層破壊物質を含まないため分類されない。

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理 業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている 場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依託する場合、処理業者等に危険 性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに 地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

非危険物 非危険物 非該当 非危険物 非危険物

輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを 確かめる。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐 食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を 確実に行う。

重量物を上積みしない。

なし

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(硼酸ナトリウム、シリカ、硝酸アンモニウム)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施 行令第18条)(硝酸アンモニウム)

危険物・酸化性の物(施行令別表第1第3号)

(硝酸アンモニウム)

水質汚濁防止法 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定め

る省令第1条)(ほう素及びその化合物、アンモニア、

アンモニウム化合物)

土壌汚染対策法 特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)(ほう

素及びその化合物)

肥料取締法 第四条 農林水産大臣または都道府県知事の登録

を受ける肥料。但し農林水産令で定めるもの(指定配

合肥料)はこの限りではない。

16. その他の情報

連絡先

日本肥糧株式会社 参考文献 NITE GHS分類公表データ CHEMWATCH社 GHS-SDS RTECS(2006-2010)

社内データ

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報 に基づいて作成しておりますが、現時点における化 学又は技術に関する全ての情報が検討されているわ けではありませんので、いかなる保証をなすものでは ありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象 としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、

この点のご配慮をお願いします。

本SDSは下記、日本肥糧株式会社の情報を元に作成しました。 該当物質については下記にお問い合わせください。

日本肥糧株式会社 会社名

群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3 住所

担当部署 生産技術部 管理コード A019

電話番号 0274-42-1247 FAX番号 0274-42-1374 緊急連絡番号 0274-42-1247